表紙



長防御征伐并諸家ゟ届ケ伺書類写シ元治元子年八月

大年級第一名 大年級第一者 大年五次第十名 大年五次第十名

副将御征伐総督

松平越前守 松平越前守 松平三河 松平三河守 松平有万字 松平三河守 村子があるるお子があるるお子があるるお子があるるお子があるるお子があるるお子があるるお子があるるお子があるるお子があるるお子があるるお子があるるか子があるるから、大子があるるから、大子があるるから、大子がある。

脇坂淡路守 興平大膳太夫

小笠原大膳太夫板倉周防守

亀井隠岐守松平肥前守

松平右近将監松平修理太夫

松平安芸守松平隠岐守

松平出羽守松平備前守

松平大膳太夫儀兼而禁入京之所陪臣福原越後

七月廿三日

右之通り前書之面々於事が一個シ寄手之攻口并攻懸候日限者決議次第可相達候語致し候ハハ不待差図口々ゟ攻手入誅威可被致候国許江相揃置差図相待可被申候尤従彼妄動国が、何出候ニ付御追討有之候間速ニ軍勢右之通り従

可被達候事
京地相達候間此旨可相心得旨此外万石以上以下之面々

七月

无修和男子年十月日本日奉祀妻子的一即司任據不持軍於大文化 NATIONAL) VA 高大多場できるころ 多くろうとうないな 万年を信奉を成ぶたとのない月ま をとうのかしのろうてもんとなるはるるとうと 的一个好人人使七角第一多个人的接在中日 おぬたをではて傷気がはまりたか、自主をきて 八月十九日本をなった かんかっちゃんとうないかかを見る 内法配もまるりように大き地京の成える人 在所もからかんなるとうる多風とすい 了夜天去事一上去了一年我像一看门一家一天事一 一年一年少年大生成了一年かれ りべるとう知るとするするようとうくそんちったろう 19日本でしるとでも移っと でなったななままちのゆきままは立日 了政をなるのでは 了多人不是是多名者事 我不用多人公家 いいままりるかー 一一一看多点位長"後母長、陽長後花隊和 多多國艺可以的科文品成文

八月十九日備前守殿御渡シ

大目付御目付

今般長防御征伐

引上ケ売買致間舗候無之様可致候尤右ニ付米穀者勿論諸品等無謂直段無之様可致候尤右ニ付米穀者勿論諸品等無謂直段御代官ニ而取調候筈ニ付其所々、おゐて差図ヲ請差支御進発被為在候ニ付而者兵糧米并秣等用意之儀最寄

八月十九日備前守殿御渡シ右之趣万石以下之面々江可被相触候以上私領者領主地頭ゟ不洩様可被相触候と無陸并津和野辺ニ最寄国々在所江御料者御代官右之趣東海道中山道夫ゟ長防江 道中南北

大目付御目付江

相成居候処以後者 所江定日罷出角前稽古之諸組同心共砲術角前為稽古打毎年玉薬

文久四 右之通り諸番頭諸物頭組同心有之面々江可被相触候以上

一此度其方事上京申付諸隊之者預ケ置候諸事元治元甲子年七月廿九日京地変動之節国司信濃所持軍令書写

可為肝要事一組中之者け合ハ伍長ニ請伍長ハ隊長ニ請諸隊一和

無緩可管轄事

事事が勝るると 一個を建するおうですは、まるしまれ する物であるなんないろのまでするでもしるのないながないないとうないとうできないとないとないまであるはないとないまであずる それかいてき物をはるのないなくですのをうしん 第十九年を日本が海底では一人とんべ、 ●は今上年後を上一室園~であるかるおを看教友を介するり、題ねべちのお本を属るといる を接いる一堂村 國家或薛を撰、此後多至了 歌物し代表する中土ををえかるとる様子中の をつるいるとなるをなるなるとの人な 日年上版至大公司引力的被交为形式 あちはゆる野をある ないたろくなるとか 明日今後又務的前子了 多のは伝えるをは なしてきると言をはないでの金次を関からいる 他待在了人民概何中安日教教文都看了人 多限是到去! 灣上房所在時面好之间要说是也多以表放~ 我臨乃國不安持上了 多小儿~据在一方一名为去 子七月母为重本品多数下子 松程、方十代参与動を後八方者なしま 00000 子七月五日 作的でもはは我をかれています 名包任族了 小金八人 A THE DESTRICT 行者る様

一私寇ハ不及申軽挙盲動を誤候義尤厳禁之事

一懸而非礼之振舞有之間敷事

一国家動静を猥りニ他江洩間敷事

姦嬬大酒等堅禁止之事

讃上虚飾衣服勿論無用惣而諸士匹夫ハ貴賎之

分限不可乱事

コニデリ夏丁エナ ゝ) 1.右之条々違背之者於有之者軍律ニおゐて相糺

品ニ寄切腹可申付もの也

国司信濃とのへ

込候ゟ上京仕是迄(皇国ノ御為と奉存候者願相立候外吉川監物儀本家松平大膳太夫父子)尊攘之志一途ニ存子ノ七月晦日水野和泉守様江差出し

之儀 他腹 申戴候得共此度慎而 難任心底候先般嘆願奉申上置候沙汰をも不奉待重而 京都江奉願候段如何と奉存候得共無是非長門守同道 有之候『付尚又念々苦心仕候得共一途』決心微力之監物 奉願候義も御座候処又候長門守罷登度同道之儀申談 兼而入京被差留候身柄遮而召上候段不可然哉 ニ者奉存 無御座候趣微細二申聞奉嘆願度存念二御座候得 議仕近日在所出立之心得ニ御座候ニ付御届ケ之儀 ニ心痛柳留仕且先般 仰出候ニ付此段私ゟ御届申上候以上 家中一同 於 共

これのうるためは、いった人のかは、ちるうなを格はありん 大部のからしるというないはいまれてはるおきと

八月一万四名五

七日春

を留を必ずる 乃野干在北

1月日本艺艺春年一张秋安子多公人传写出了古徒 残るからし 古るとほかだる事

少到我是多多人像有什么多少多十九日子外表的 作的作会一有一日日日の格店主人写るる 中我看人房局教学和文 五上多友は在下了格以

多人なるではそは天在は、するそん類を自我 那日村各部沿路了人死国的事品放文者的 風えて松子からる 防士郎 まれるいろくりる ら多眠食できておれるちゅのまくろして名がは何か 後 同并方遇一形板市小了元下班彩出头次去和少年 多動造人老孩子多数数子子多一大多 すいまたろのからなるの一日気のうたろうしゅう 一有一方子る人心臓意好不明白墨的錢金と語い 一名的上门孩子人的多多的教育在安外会 ■の内はまなななくる、野村八地人のでは即まなる 佐全者我と後福山首といるいととる教しを動る

> 差出候而も不苦儀ニ御座候哉此段 申上候以上 右体御預り人之儀『者御座候得共嘆願書請取私共 急度各様迄御問 5 合

太田総次郎 嶋野十右衛門 内

七月晦 日

八月二日御書取

書面之趣不苦候事

請取如左シ 同日直ニ遠藤太一郎嘆願書差出シ公用人植賀七郎左衛門

此度主人居屋敷を初被 候二付私共其意 仰出詰合之者一同奉恐入候然処主人父子之宿意 天朝江忠節 幕府江信義相尽度段兼而申聞 腹膺仕罷在候処去ル十九日京都 召上急度慎罷在候様: 被

様子見届可然と詰合之者

江程々利 詰合之者程々議論も有之候得共此上過徴シ挙動 段酒井左衛門尉様御手之衆ゟ嘆願書取次相頼差出 候義も可有之哉其慎実確 変替仕義者有之間敷何歟行違自然事を 変動巷説相聞疑惑不少主人之本意素ゟ 国元之様子不被相聞候間 不安眠食召在候折柄廿六日御達之趣 旦御沙汰相成候儀今更嘆願之筋御聞届難相成 先御当邸江引積候上何分亦も嘆願可仕 江引積候様 -候ニ付慎而 有之候而者主人も誠意 御差図を守り一日も早ク罷帰り国元之 之心配且行届申候然ル 不明白昼御疑念を増 士邸ゟ直 有之苦心煩念仕日夜 解 = 一入当惑仕 国元へ引取 処前 候 万 候処 何

大小小水子のでは 作をおりるがはなるいます。 を引くの後に関するのではあるはないではなるがないというないのではあるとは、水下のはいではない。 大子のなっていまっているがはないでは、変で

あいけれる竹用書。えな

被下候様其筋粒被の一被下度此段伏而奉願上候以上格別之御詮議寛大之御取置ヲ以国元粒御差送り帰国之儀只。奉嘆願候臣子之情被成下候詰合之者は申聞置候理解之趣に而有之候間此上者無他恵

松平大膳太夫内

郎

七月廿九日 遠藤太一

候儀甚夕残情之様子而相見へ候処同所御取締之儀者御預り人之面々何連も主家滅亡之際却而囚人と相成居人数差出シ警衛為仕置候処警固之者共追々見聞候者佐渡守太田総次郎家来泣警衛被(仰付三家方長州家来陸軍所江御移ニ相成上杉弾正大弼小笠原長州家来陸軍所江御移ニ相成上杉弾正大弼小笠原子八月十二日御用書江差出ス

其上御預人百拾七人合閉二被差置警固之者者 事無之様 御座候ハヽ百余人之者不残召捕候儀者無差遣奉存候 之儀者兼而厳重申付置候得共右様手薄之御締二 御座候得共各残 御締外ニ而警衛仕御預人之動静も不相分義ニ 場所江小貫を打付締を付候 仕候仍之何卒一際厳重之御締被為在不慮之変 義乍恐自然 候得者晴夜等ニー同力を合御締を破り逃出候様之儀 可相及哉も難計哉と甚夕心配仕候趣申出候尤警固 ?一脱走之者義御座候得共警固之者一同不相走者勿論 御手配被成下度奉存候不顧恐多此段 公辺之御威光ニも相害可申甚心配 一同蜜謀如何様成所行 甚タ手薄有之

上杉弾正大弼家来

木濃要人

八月十二日

李成年 李

子九月六十

高在传传等一里文本排一、作子交换分类。

> 大田総 家来 神田六太夫

商船彼ニ致応接候者是又打払被の付付度此段外夷江場所たりとも及掃攘候様相成自然其節碇泊之御国体不存立儀ニ付襲来船ニ者仮令開港之之船港無之場所江乗廻し船致侭長州江英船襲来ニ者応接義可被の付若襲来美濃守倅下野守儀京地発足前建白差上候子ノ八月六日

京地ニ 別而苦心可仕奉存候間何卒早々御差図被成下度 先日も委細申上置候然処長州表江英船数艘相廻候 申越候処速御差図相成不申候而者居相も立 等仕候ハヽ毎時建白書之通り取計候心得ニ御座候段 と且右御決義 夷船襲来之風聞切廻ニ有之候ニ付 被成下外夷江御達シニ相成たる義ニ御座候哉先達而ゟ長州 屹度御厳重相成度と申上置候右存意之趣帰国之上 御挨拶被可成との趣委細御沙汰 美濃守江も打合候処同意之事ニ御座候右之趣御 玉打合等軍 国元江申越度奉存候 おゐて在京之家来共ゟ奉伺候処御帰 之頃未 猶此先手向候樣申越 不仕内自然襲来 ニ付右之趣国元ゟ 居り相立置度 兼 之上 用

松平美濃守内

永田直次郎

八月六日



右御対顔松平大膳太夫為御征伐 有之候様 八月廿八日 上意有之 御進発之節御留主居 水戸中納 言殿

御進発被遊候二付御当主様: 松平大膳太夫為御征伐 被 松平下総守 名代藤堂幸之丞

右於御白書院酒替序老中列座備後守申渡之

酒井雅楽守

仰付之

御先御備 同断之節御旗本 榊原式部大輔 酒井左衛門尉

同 断之節御旗本

松平伊賀守

御左 同断之節御 御備 旗本

松平丹後守

御後備 内藤備後守

右於御白書院縁 替序列座同前 同 人申渡之 牧野河内守

同断之節御旗本 御備

内藤若狭守

右於芙蓉之間列座同前: 御左 備前守殿御渡 被 仰付候旨同人申渡之

仰付候ニ付而者武器其外米穀等を初メ諸国 ゟ

毛利大膳父子反逆二付近国之面

[々江追]

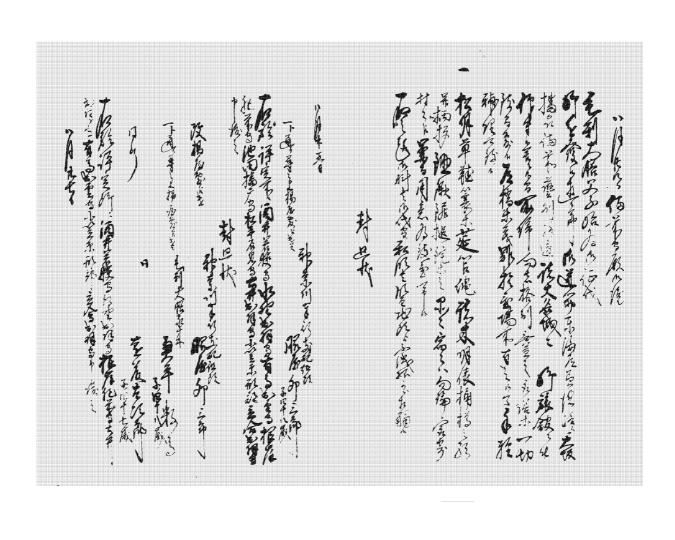
討被

八月廿八日

長防之両国江輸入候儀不 運輸致候者 近隣国々ニおいて急度差止メ 万一海上陸路とも

之品々者差止候段 高計留候而も不苦候間其段相心得右運輸 ニおいて差止置其段可申聞: 候

右之趣向々江不洩様可相



八月廿八日備前守殿御渡

毛利大膳父子始為御征伐

御進発被遊候節御道筋東海道美濃路大

仰付候筈:候間取締向者格別無益之取繕等一切 播州備前藝州以遠諸大名城々 御旅館ニ

致間敷候道橋等義難捨置場所有之候ハヽ手軽

補修可致候

松明草鞋蓑等莚苫縄諸木明俵桶樽之類

并柄拶鋤鍬鋸槌鉈等之品々宿々ハ勿論最寄

村々江兼而用意為致置可申候

右之趣御料者御代官私領者領主地頭ゟ不洩様可被相触候

封廻状

八月廿五日

ト通り尋之上揚屋敷江遣ス

脇屋卯三郎

神奈川奉行支配組頭

子四十八歳

申渡之 肥前守池田播磨守松平石見守土井出羽守小笠原形部立合出羽守 右於評定所『酒井若狭守水野出羽守有馬出雲守根岸

封廻状

神奈川奉行支配組頭

脇屋卯三郎

改揚屋敷江 遣ス

ト通り尋之上揚屋敷江遣ス

毛利大膳家来

奥平数馬

子四十八歳

同

同

断

遠藤太次郎

子四十七歳

出羽守有馬出雲守小笠原形部守立会出羽守申渡之 右於評定所『酒井若狭守水野出羽守有馬出雲守根岸肥前守土井

八月廿七日